

平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況

令和元年12月
大阪国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 海外資産関連事案に対する調査状況
- 3 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 2,269 件（平成 29 事務年度 2,238 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 1,939 件（平成 29 事務年度 1,906 件）で、非違割合は 85.5%（平成 29 事務年度 85.2%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 660 億円（平成 29 事務年度 608 億円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,909 万円（平成 29 事務年度 2,717 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順番に、現金・預貯金等が 266 億円（平成 29 事務年度 249 億円）、有価証券が 89 億円（平成 29 事務年度 69 億円）、土地が 50 億円（平成 29 事務年度 51 億円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 134 億円（平成 29 事務年度 122 億円）で、実地調査 1 件当たりでは 590 万円（平成 29 事務年度 544 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 248 件（平成 29 事務年度 162 件）、賦課割合は 12.8%（平成 29 事務年度 8.5%）となっています。

➤ 相続税の調査事績

事務年度等 項 目			平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数		件 2,238	件 2,269	% 101.4
②	申告漏れ等の非違件数		件 1,906	件 1,939	% 101.7
③	非違割合 (②／①)		% 85.2	% 85.5	ポイント 0.3
④	重加算税賦課件数		件 162	件 248	% 153.1
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)		% 8.5	% 12.8	ポイント 4.3
⑥	(注) 申告漏れ課税価格		億円 608	億円 660	% 108.5
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象		億円 67	億円 77	% 115.6
⑧	追徴税額	本税	億円 107	億円 117	% 109.6
⑨		加算税	億円 15	億円 17	% 112.3
⑩		合計	億円 122	億円 134	% 109.9
⑪	1 実地 件 当 調 査 た り	(注) 申告漏れ課税価格 (⑥／①)	万円 2,717	万円 2,909	% 107.1
⑫		追徴税額 (⑩／①)	万円 544	万円 590	% 108.4

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前３年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「１ 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

➤ 相続税の簡易な接触の状況

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施し、適正申告の確保に努めています。

平成 30 事務年度における簡易な接触の件数は 1,581 件（平成 29 事務年度 2,096 件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は 943 件（平成 29 事務年度 1,353 件）で、この割合は 59.6%（平成 29 事務年度 64.6%）となっています。

➤ 相続税の簡易な接触の事績

事務年度			平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
項 目					
①	簡易な接触件数		件 2,096	件 1,581	% 75.4
②	申告漏れ等の非違件数		件 312	件 222	% 71.2
③	回答等の件数 (注1)		件 1,041	件 721	% 69.3
④	申告漏れ等の非違及び 回答等の件数(②+③)		件 1,353	件 943	% 69.7
⑤	非違及び回答等の割合 (④／①)		% 64.6	% 59.6	ポイント ▲ 4.9
⑥	申告漏れ課税価格 (注2)		億円 78	億円 62	% 79.8
⑦	追徴 税額	本税	億円 7	億円 5	% 68.9
⑧		加算税	億円 0.4	億円 0.2	% 70.1
⑨		合計	億円 7.5	億円 5.2	% 69.0
⑩	1 簡 件 易 当 な た 接 り 触	申告漏れ課税価格 (⑥／①) (注2)	万円 372	万円 393	% 105.7
⑪		追徴税額 (⑨／①)	万円 36	万円 33	% 91.4

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産（相続時精算課税財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前 3 年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 調査に係る主な取組

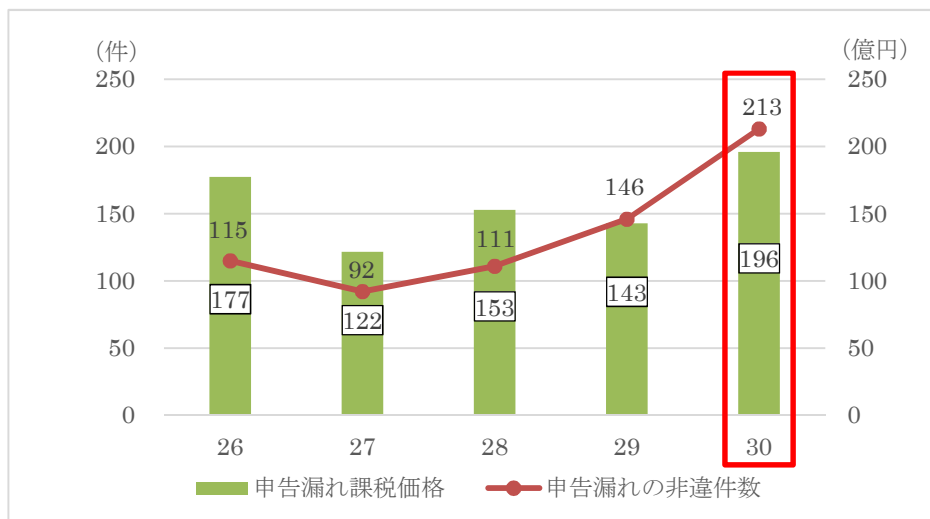
1 無申告事案に対する調査状況

- 無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、国税局では資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。
- 平成 30 事務年度においては、無申告事案に対する実地調査を 247 件（前年対比 137.2%）実施しました。このうち、申告漏れの非違があったものは 213 件（同 145.9%）、追徴税額の総額は 17 億円（同 145.3%）となっています。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

事務年度			平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
項 目					
①	実地調査件数		件 180	件 247	% 137.2
②	申告漏れの非違件数		件 146	件 213	% 145.9
③	非違の割合 (②／①)		% 81.1	% 86.2	ポイント 5.1
④	申告漏れ課税価格		億円 143	億円 196	% 137.3
⑤	追徴税額	本税	億円 10	億円 14	% 143.8
⑥		加算税	億円 2	億円 3	% 152.2
⑦		合計	億円 12	億円 17	% 145.3
⑧	1 実地 件 当 地 調 査	申告漏れ課税価格 (④／①)	万円 7,929	万円 7,935	% 100.1
⑨		追徴税額 (⑦／①)	万円 653	万円 691	% 105.9

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 海外資産関連事案に対する調査状況

- 納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、相続税調査の実施に当たっては、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、平成 30 年 9 月に初回交換が行われた CRS 情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、海外資産の把握に努めています。
- 平成 30 事務年度においては、海外資産関連事案に対する実地調査を 259 件（前年対比 114.1%）実施しました。このうち、海外資産に係る申告漏れ等の非違があった件数は 39 件（同 185.7%）、海外取引等に係る申告漏れ課税価格は 17 億円（同 233.4%）となっています。

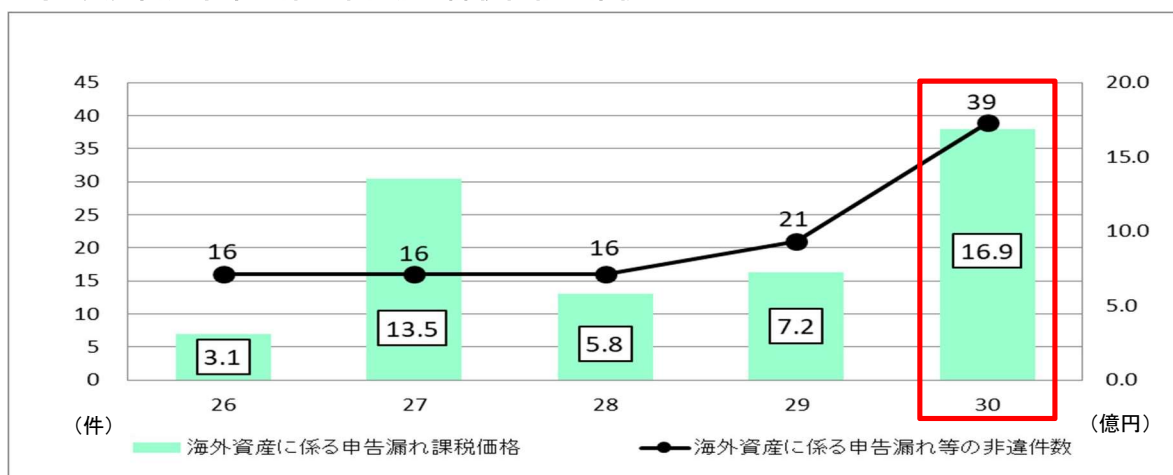
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		対前事務年度比	
項 目							
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数	227 件		259 件		114.1 %	
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	184	件	223	件	121.2	%
		21		39		185.7	
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	12	件	15	件	125.0	%
		-		1		-	
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	68	億円	74	億円	108.7	%
		7		17		233.4	
⑤	④のうち重加算税賦課対象	5	億円	4	億円	77.0	%
		-		0.1		-	
⑥	非 違 1 件 当 た り の 申告漏れ課税価格(④/②)	3,722	万円	3,339	万円	89.7	%
		3,441		4,325		125.7	

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産関連事案に係る申告漏れ課税価格の推移



3 贈与税に対する調査状況

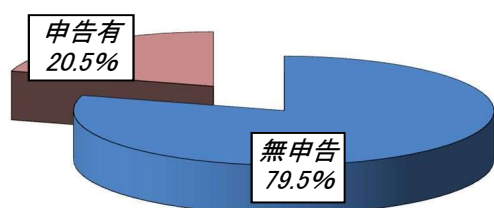
- 国税局では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するために、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、贈与税の調査を実施しています。
- 平成 30 事務年度においては、贈与税事案に対する実地調査を 831 件（前年対比 100.2%）実施しました。このうち、申告漏れ等の非違があった件数は 806 件（同 101.5%）、追徴税額の総額は 11 億円（同 96.7%）となっています。

○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

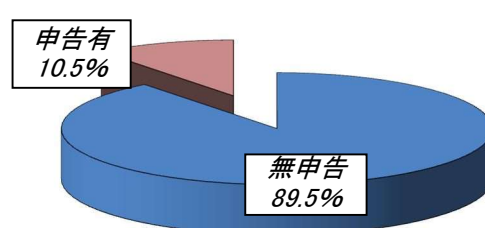
事務年度等		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
項目				
①	実地調査件数	829 件	831 件	100.2 %
②	申告漏れ等の非違件数	794 件	806 件	101.5 %
③	申告漏れ課税価格	40 億円	40 億円	100.2 %
④	追徴税額	12 億円	11 億円	96.7 %
⑤	1 実地調査 件当たり	申告漏れ課税価格 ((③)／(①))	484 万円	100.0 %
⑥		追徴税額 ((④)／(①))	135 万円	96.4 %

○ 調査事績に占める無申告事案の状況（平成 30 事務年度）

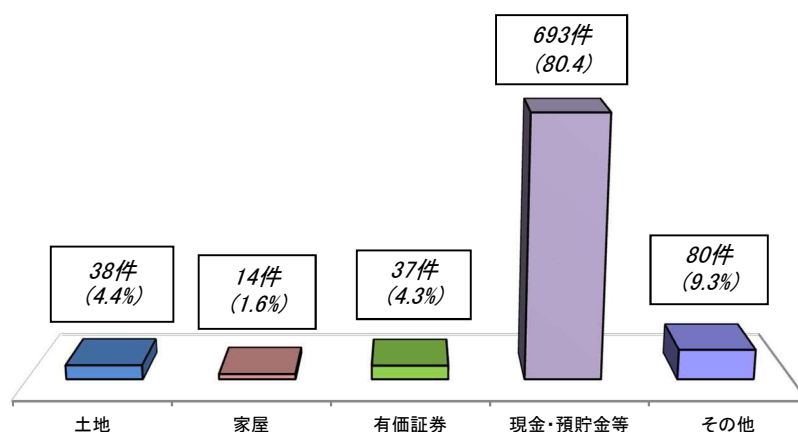
(1) 申告漏れ等の非違件数の状況



(2) 申告漏れ課税価格の状況



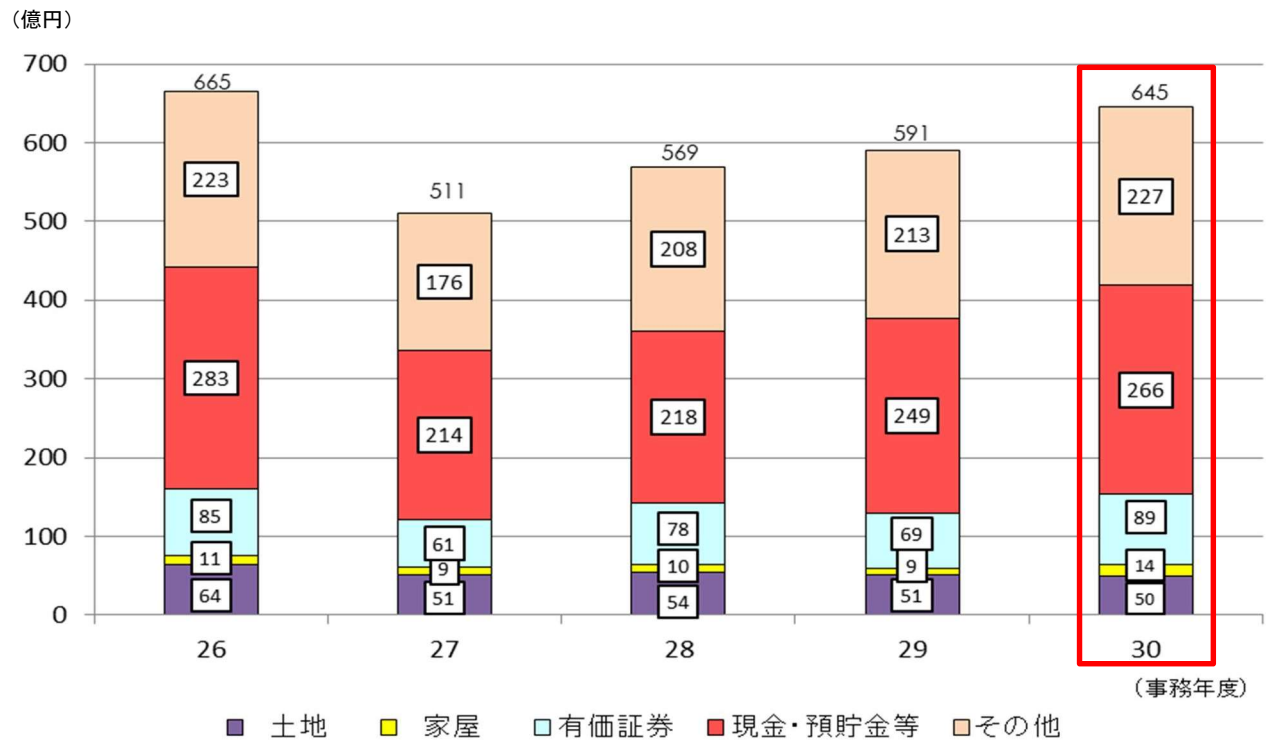
○ 調査事績に係る財産別非違件数（平成 30 事務年度）



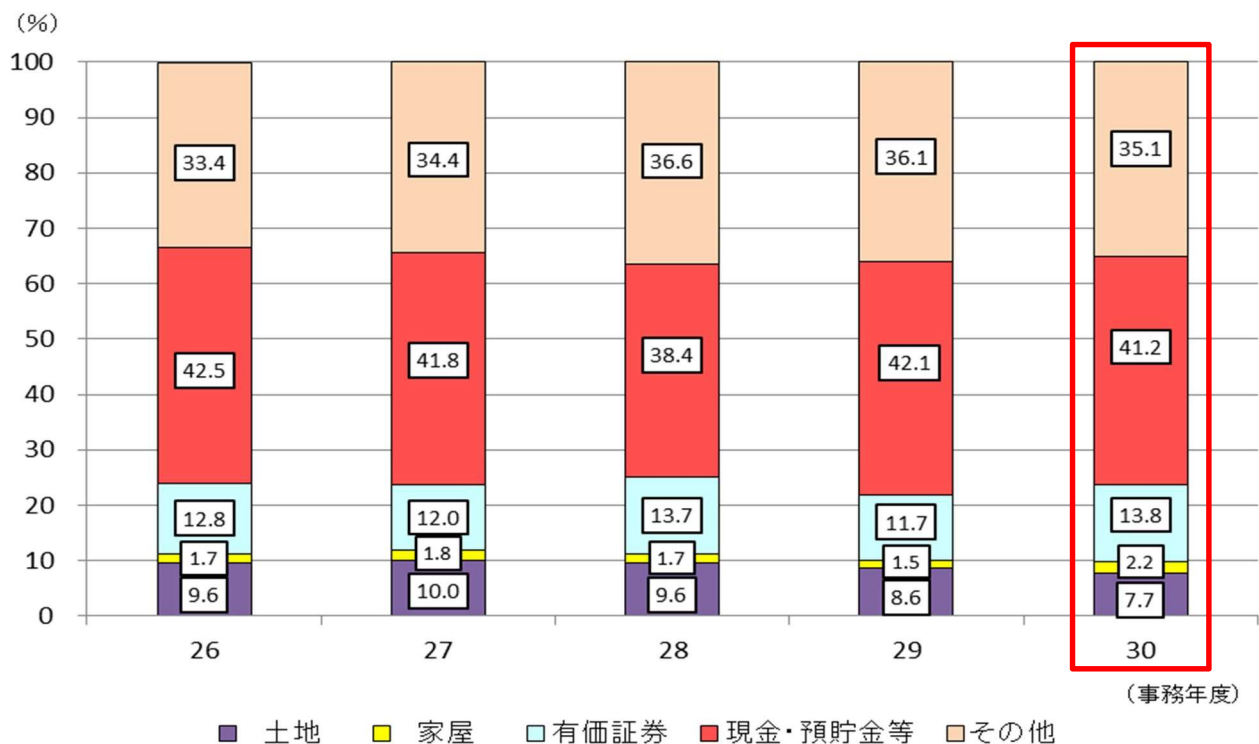
(注) 各財産の件数は非違件数(延件数)、()内の数値は構成比。

Ⅲ 参考計表

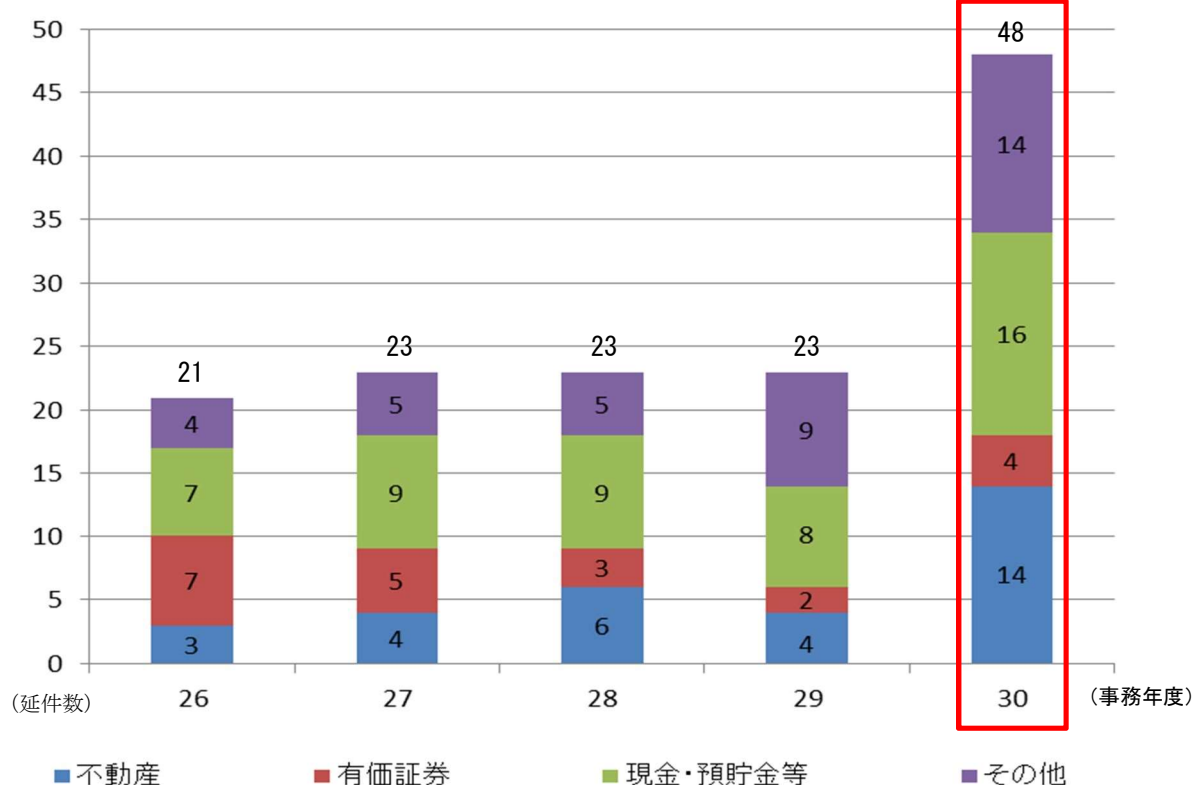
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

